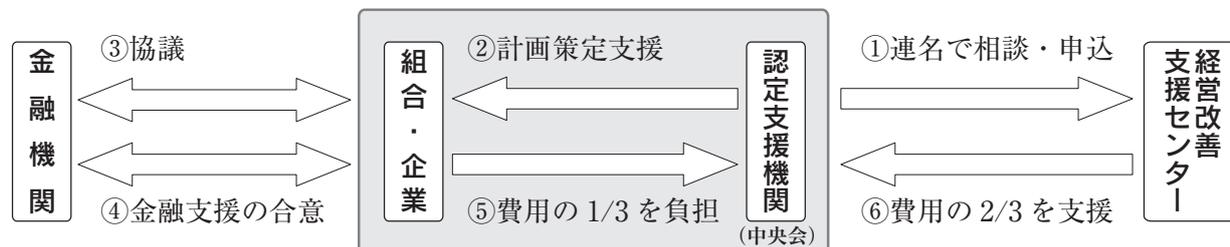


# 中小企業組合等支援施策情報

## ■認定支援機関による経営改善計画策定支援をご利用下さい(平成25年度補正予算)

金融機関への返済条件等を変更し、「売上げを増加させたい」「組合(企業)のビジョンを策定したい」「計画策定後も継続的にフォローアップをお願いしたい」等の課題解決を目指し、本会をはじめ国の認定を受けた専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画書を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、『総額の2/3』まで支援しますので、是非ご活用下さい。



対象事業者：借入金の返済条件等、財務上の問題を抱えている組合・企業

申請受付期間：平成26年度末まで

【お問い合わせ先】 秋田県経営改善支援センター(秋田商工会議所) ☎018-896-6153

## ■経営者保証免除特例制度をご活用下さい。(日本政策金融公庫 国民生活事業)

平成26年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」が適用され、日本政策金融公庫では、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応しております。国民生活事業では、一定の要件を満たす場合に、経営者の保証を免除する「経営者保証免除特例制度」を取り扱っておりますので、ご活用をご検討下さい。

なお、ご利用にあたっては、公認会計士、税理士又は財務状況等の検証を行うことができる認定経営革新等支援機関の確認を受ける等いくつかの条件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

●特例の内容：保証人免除(借入にあたり、経営者の保証が免除されます。現在利用中の貸付についても、保証の免除を受けられます。)

※保証人免除を受けた貸付については、利率が0.3%上乘せされます。

※中小企業事業でも同様制度である「保証人特例制度」を取り扱っています。

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 秋田支店 国民生活事業 ☎018-832-5641

中小企業事業 ☎018-832-5511

## 組合相談コーナー 剰余金処分案(損失処理案)の作成について

Q 決算書の作成にあたり、いつも指導して頂いている専門家から「剰余金処分案は必要無いのではないかと」言われたのですが、作らなくても大丈夫なのでしょうか。

A 平成18年に会社法が施行されたことにより、これまで株式会社等に作成が義務付けられていた「利益処分案」は制度として廃止されたことにより、平成18年5月期決算から株式会社等では利益処分案の作成が不要となり、それに代わるものとして株主資本等変動計算書の作成が必要になりました。

このことにより、協同組合等においても同様に「剰余金処分案」「損失処理案」の作成は不要であると勘違いされているケースが見受けられます。

しかし、中小企業等協同組合法第40条第2項で「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない」と規定されており、各書類の作成が義務付けられています。

つまり、剰余金処分案(損失処理案)が添付されていない決算関係書類や、作成されていても主務省令で決められた内容が記述されていない場合は、法令及び定款違反となり、所管行政庁に提出しても受け付けてもらえませんので、ご注意ください。

なお、顧問税理士等に対する説明がうまくできない場合等は、本会の担当者が代わって説明しますので、お気軽にご相談下さい。

※なお、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。